

独立行政法人酒類総合研究所における研究活動等の不正行為への対応に関する規程

平成 22 年 10 月 28 日

訓令第 3 号

改訂 平 27 訓令第 13 号

改訂 平 28 訓令第 35 号

改訂 令 元訓令第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）における研究活動等（「独立行政法人酒類総合研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 164 号）」第 12 条第 1 号から第 3 号までに規定する業務をいう。）の不正行為を事前に防止するため及び不正行為の疑いがある事案が発覚した場合に適切に対応するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、不正行為とは、役員、職員、非常勤職員、研究生及び当研究所で研究する共同研究員（以下「研究員等」という。）が研究活動等を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を論文等（論文のほか分析書など研究活動等によって作成したものを含む。）に利用すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動等によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 四 漏洩 非公開の他の研究者の研究計画、研究成果、又は知的財産等を当該研究者等の了解なく外部に公表又は漏らすこと。
- 五 前各号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの。

(研究員等の責務)

第 3 条 研究員等は、研究活動等における不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究員等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講

しなければならない。

(管理責任)

第4条 理事長は、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進など、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応強化を図らなければならない。

2 理事長は、各研究課題における管理責任を明確化するため、次の各号に掲げる事項について適切に対応するよう措置する。

- 一 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- 二 研究課題ごとに代表研究者を設定し、代表研究者は研究成果を適切に確認すること
- 三 メンターを設置し、適切な指導・助言を行うこと

(研究倫理教育責任者)

第5条 理事長は、研究所における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、業務統括部門長とする。

3 研究倫理教育責任者は、研究員等に対する研究者倫理に関する教育を定期的を実施しなければならない。

(研究データの保存・開示)

第6条 研究員等は、研究活動等における正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を確保するため、研究データ等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

2 前項で規定する研究データ等の保存期間については、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から原則10年とし、試料などの有体物は、原則5年とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

3 部門長は、研究員等の転出に際しては、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくため適切に処理する。

(受付窓口)

第7条 理事長は、研究所内外からの研究活動等の不正行為に関する告発及び告発の意思を明示しない相談等（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、その窓口を独立行政法人酒類総合研究所公益通報規程第2

条第1項に定める窓口とする。

- 2 前項に定める受付窓口の責任者は、総務課長とする。
- 3 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより直接受け付ける。
- 4 理事長は、受付窓口の連絡先、受付の方法等を定め、研究所内外に周知する。

(告発等の処理)

第8条 受付窓口の責任者は、告発等を受けたときは、速やかに、理事長に報告する。

- 2 理事長は、マスコミ、学会、他機関から研究活動等の不正行為の疑いが指摘された場合にも、告発があったものとみなすことができる。
- 3 研究員等が不正行為を行った疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為を行ったとする研究者・グループ・不正行為の内容等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、研究所が確認した場合、研究所に告発があったものとみなすことができる。
- 4 告発は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示されているもののみを受け付ける。
 - 一 研究活動等の不正行為を行ったとする研究員等又はグループの氏名又は名称
 - 二 研究活動等の不正行為の具体的内容
 - 三 不正とする科学的合理的理由
- 5 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合は、理事長は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 6 受付窓口の責任者は、当該告発の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該告発を回付する。また、研究所以外の機関でも調査を行うことが想定される場合には、当該機関に当該告発について通知する。
- 7 受付窓口の責任者は、研究所が調査を行うべきものでない告発を受けた場合は、該当する機関に当該告発を回付する。また、他機関より告発が回付された場合は、研究所に告発があったものとして取り扱う。
- 8 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合は、受付窓口の責任者は告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。)に告発を受け付けたことを通知する。

(相談)

第9条 研究活動等不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、相談者に対して告発の意思

があるか否かを確認する。

- 3 前項において、告発の意思表示がなされない場合にも、理事長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 4 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められるときは、被告発者に警告を行う。ただし、研究所が被告発者の所属する機関でないときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。また、研究所が研究所の所属でない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等を通知する。

(受付窓口担当者の義務)

- 第 10 条 告発等の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者等の秘密の厳守その他告発者等の保護を徹底しなければならない。
- 2 受付窓口の職員は、告発等を受け付ける場合には、個室で面談するなど、告発等の内容や告発者等の秘密を守るため配慮しなければならない。

(秘密保護義務)

- 第 11 条 この規程に定める業務に携わる職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 理事長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査結果について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 理事長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。
 - 4 理事長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第 12 条 理事長は、告発したことを理由とする告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究所に所属する全ての者は、告発したことを理由として、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 理事長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、独立行政法人酒類総合研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）及び独立行政法人酒類総

合研究所職員の訓告に関する規程（以下「訓告規程」という。）に基づき、処分を行うことができる。

- 4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第 13 条 研究所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則及び訓告規程に基づき、処分を行うことができる。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動等を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発の防止等）

第 14 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 理事長は、前項の処分が課された研究が競争的資金等によるものであるときは、配分機関等に対して、その措置の内容等を通知する。

（予備調査）

第 15 条 理事長は、第 8 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項について速やかに予備調査を行う。

- 一 告発された不正行為が行われた可能性
- 二 告発の際に示された科学的合理的理由の論理性
- 三 告発された研究活動等の公表から告発までの期間が、研究成果の事後の検証を可能とする合理的な保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性及び調査の可能性
- 四 その他必要と認められる事項

2 理事長は、第 18 条の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

3 理事長は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査

を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

- 4 理事長は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行う。理事長は告発を受け付けた後、概ね 30 日以内に本調査を行うか否か決定する。
- 5 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、理事長は、予備調査に係る資料等を保存し、必要に応じて資金配分機関や告発者に開示する。

(本調査)

第 16 条 前条第 4 項の規定により、本調査を行うことを決定した場合、理事長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知するとともに調査への協力を求める。研究所が被告発者の所属する機関でないときは、被告発者の所属する機関にも通知する。

- 2 理事長は、当該事案に係る研究が競争的資金等によるものである場合は、その配分機関等に本調査を行うことを通知するとともに、調査方針、調査対象及び方法等についても報告、協議しなければならない。
- 3 調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮しなければならない。
- 4 本調査は、その実施決定後、概ね 30 日以内に開始する。

(調査委員会の設置)

第 17 条 理事長は、次の各号からなる調査委員会を設置する。

- 一 理事長
 - 二 理事
 - 三 総務課長
 - 四 業務統括部門長
 - 五 告発の対象となっている当該研究活動等の分野の職員
 - 六 告発の対象となっている当該研究活動等の分野の学識経験者で、研究所以外の他機関に所属する者
 - 七 その他理事長が必要と認める者
- 2 前項の調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とするとともに、委員の過半数は外部有識者とする。
 - 3 理事長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - 4 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に異

議申立てをすることができる。

- 5 理事長は、前項の異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 調査委員会の事務は、業務統括部門が行う。

(調査方法)

第 18 条 本調査は、告発された当該研究活動等に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者へのヒアリング、再実験の要請等により行う。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

- 2 被告発者が調査委員会から再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合、理事長は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において認めなければならない。その際は、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 3 告発者、被告発者等の関係者は、調査委員会が行う第 1 項の本調査に対して誠実に協力しなければならない。また、研究所以外の機関において調査がなされる場合、研究所は当該機関に協力を要請する。
- 4 調査委員会は、調査の対象を告発に係る研究活動等のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動等も含めることができる。
- 5 理事長は、本調査に当たって、告発に係る研究活動等に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。なお、告発された事案に係る研究活動等が研究所で行われ、研究所が調査機関になっていない場合は、研究所は調査機関の求めに応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取る。
- 6 理事長は、前項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動等を制限しないこととする。
- 7 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の内容又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(中間報告)

第 19 条 調査委員会は、当該事案に係る研究が競争的資金等によるものである場合は、その配分機関からの求めがあれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

(認定)

第 20 条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね 150 日以内に次の各号に掲げる事項について認定を行い、調査した内容を理事長へ速やかに報告する。

- 一 不正行為が行われたか否か
 - 二 不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動等に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動等における役割
 - 三 不正行為が行われなかったと認定された場合は、告発が悪意に基づくものであったか否か
- 2 前項第 3 号による告発が悪意に基づくものであった旨の認定を行おうとするときは、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動等が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査よって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 5 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 6 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する実験・観察ノート、生データ、実験試料・試薬及び関係資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知)

第 21 条 理事長は、前条の調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が他機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

- 2 理事長は、当該事案が競争的資金等である場合は、その配分機関等に当該調査結果を通知する。告発がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする（前項の後段の場合も同様とする。）。
- 3 前条第 1 項第 3 号の規定により悪意に基づく告発との認定があった場合、理事長は

告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 22 条 研究活動等の不正行為が行われたと認定され、前条第 1 項に基づく通知を受けた被告発者は、その通知を受けてから 14 日以内に理事長に対して不服申立てをすることができる。

2 当該告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、前条第 1 項の通知を受けてから 14 日以内に理事長に対して不服申立てをすることができる。

3 前 2 項の場合において、不服申立てをする者は、その通知を受けてから 14 日以内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(不服申立ての審査及び再調査)

第 23 条 前条の不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長の判断により、調査委員会の委員の交代もしくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、理事長が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

2 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するとき、理事長は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

3 前項において、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。

4 理事長は、次の各号に掲げるときは、告発者に通知する。

- 一 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったとき
- 二 前号の不服申立てを却下したとき
- 三 前々号の不服申立てに対して、再調査開始の決定をしたとき

5 第 2 項において、再調査を行う決定を行った場合には、概ね 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。理事長は当該結果

を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。

- 6 前条第2項の不服申立てがあった場合、理事長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 7 前項の不服申立てについて、調査委員会は概ね30日以内に再調査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 8 第4項から第7項において、当該事案に係る研究が競争的資金等によるものである場合は、その配分機関等にも通知する。

(調査資料の提出)

第24条 理事長は、当該事案に係る研究が競争的資金等によるものである場合において、配分機関から要求があるときは、当該事案に係る資料を提出し、又は閲覧させることができる。ただし、調査に支障があるなど正当な事由がある場合には、この限りでない。

(調査結果の公表)

第25条 理事長は、第18条第1項又は第23条第5項の調査結果において、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 不正行為に関与した者の氏名・所属
- 二 不正行為の内容
- 三 調査機関が公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員の氏名・所属
- 五 調査の方法・手順
- 六 その他必要と認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

3 理事長は、第20条第1項又は第23条第5項の調査結果において、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。また、悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

4 前項の規定により公表する場合、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）
- 二 被告発者の氏名・所属

- 三 調査委員の氏名・所属
 - 四 調査の方法・手順
 - 五 告発者の氏名・所属（悪意に基づく告発の認定があったときに限る）
 - 六 その他必要と認められる事項
- 5 理事長は当該公表内容に研究生が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。
- 6 理事長は、第1項から第2項の規定により公表する場合、第22条の規定による不服申立ての期間を考慮して行う。

（調査中における一時的措置）

- 第26条 理事長は、本調査を行うことが決まったときは、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究活動等に係る経費の使用の停止その他必要な措置を講じることができる。
- 2 理事長は、告発された研究が競争的資金等によるものである場合で、配分機関から、被告発者の該当する研究費支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講ずる。

（認定後の緊急措置）

- 第27条 理事長は、不正行為が行われた旨の認定があった場合には、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）の経費の使用を停止する。
- 2 理事長は、当該被認定者に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。
- 3 被認定者は、前項の勧告を受けた場合には、概ね14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を理事長に行わなければならない。
- 4 理事長は、被認定者が第2項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。
- 5 理事長は、告発が悪意に基づくと認定された場合には、当該告発者の経費の使用を停止する。

（不正行為は行われなかったと認定された場合の措置）

- 第28条 理事長は、不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった経費の使用の停止等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 理事長は、不正行為は行われなかったと認定された場合、当該事案の調査結果を調

査関係者に対して周知するなど、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分)

第 29 条 理事長は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定があった場合は、不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則及び訓告規程に基づき、処分を行うことができる。

2 理事長は、前項の処分が課された研究が競争的資金等によるものであるときは、配分機関等に対して、その措置の内容等を通知する。

(措置の例外)

第 30 条 不正行為との告発がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者については、第 27 条から第 29 条を適用しないことができる。

(是正措置)

第 31 条 理事長は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定があった場合には、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講じる。

2 理事長は、前項に基づいて是正措置等を講じた研究が競争的資金等によるものであるときは、配分機関等に対して、その是正措置等の内容を通知する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日（一部改正））

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 4 日一部改訂）

本規程は、平成 28 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 2 日一部改訂）

本規程は、令和元年 8 月 2 日から施行する。